

玄海原子力発電所 2 号機 第 2 3 回定期検査の概要

1. 関係法令

電気事業法第 5 4 条 (定期検査)

電気事業法第 5 5 条 (定期事業者検査)

2. 定期検査又は定期事業者検査を実施する設備

(1) 原子炉本体及び原子炉冷却系統設備

(2) 計測制御系統設備

(3) 燃料設備

(4) 放射線管理設備

(5) 廃棄設備

(6) 原子炉格納施設

(7) 非常用予備発電装置

(8) 蒸気タービン設備

3. 定期検査期間中に実施する主な工事

(1) 燃料の取替え

燃料集合体 1 2 1 体の約 4 分の 1 を取り替える。

(2) 格納容器再循環サンプスクリーン取替工事 (図-1, 2)

原子炉冷却材喪失事故時、格納容器再循環サンプスクリーンが異物混入により機能低下することを防止する観点から、ろ過性能を向上 (表面積を拡大) させたスクリーンに変更する。

(3) 余剰抽出ライン取替工事 (図-1)

信頼性向上の観点から、余剰抽出ラインに使用している差込み溶接継手を、応力集中を受けにくい突合せ溶接継手に変更する。また、併せて配管材料を、S U S 3 0 4 系から耐応力腐食割れ性に優れた S U S 3 1 6 系に変更する。

以 上

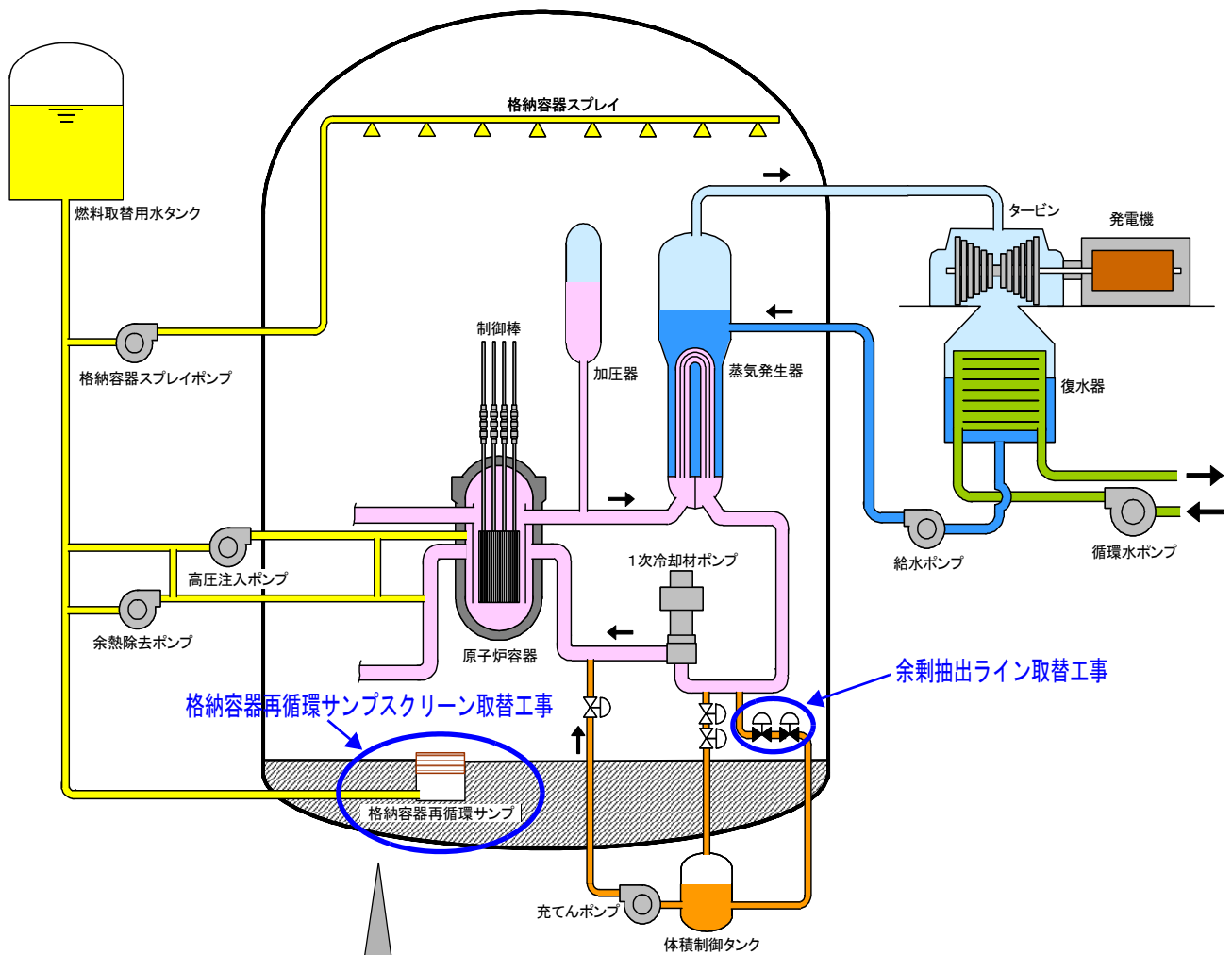


図-1 取替工事概要図

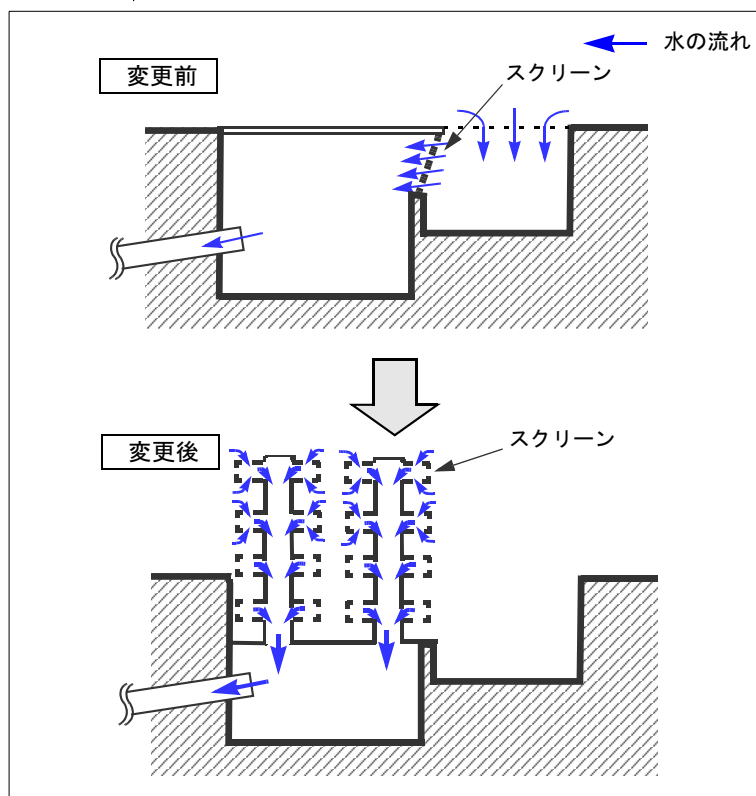


図-2 格納容器再循環サンプスクリーン取替工事